

令和7年度 入札・契約制度の改正等について
(工事請負契約及び測量・設計等委託契約関係)

1 条件付一般競争入札の対象範囲の拡大について

原則、指名競争入札により発注することとしてきた、500万円未満の契約課契約工事案件及び契約課契約コンサル(測量・設計等委託)案件について、入札における一層の競争性、公平性及び透明性の向上を図るため、**工事案件については、原則一般競争入札**により発注することとします。

また、コンサル案件については、その一部(令和7年度は5割程度)を条件付き一般競争入札により発注することとします。

なお、条件付一般競争入札により発注する案件の選定及び条件設定は、類似案件の入札状況等を踏まえて行います。

※契約規則第26条に定める金額(随意契約によることができる額)以下の工事契約及びコンサル(測量・設計等委託)は事業担当課契約

2 業者格付及び発注標準金額について

令和7年度の年間工事発注見込みや入札参加登録業者数などを勘案し、契約課契約工事の発注標準金額について、次のとおり見直しを図ります。

(カッコ内は改正前)

営業種目	等級	総合評点	発注標準金額
土木一式	A	880～	4,500万円以上 (4,000万円以上)
	B	750～879	500万円以上 9,000万円未満
	C	～749	4,500万円未満 (4,000万円未満)
建築一式	A	800～	4,000万円以上
	B	～799	1億円未満
電気	A	770～ (760～)	2,000万円以上 (1,000万円以上)
	B	～769 (～759)	7,000万円未満
管	A	770～ (760～)	2,000万円以上 (1,000万円以上)
	B	～769 (～759)	7,000万円未満
舗装	A	760～	500万円以上
	B	～759	3,000万円未満
<p>共通事項：下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する場合がある。</p>			

3 手持制限について

市内中小企業の受注機会確保等を目的に、従前から入札参加条件として、履行中の契約件数等に上限（以下「手持制限」という。）を設けているところですが、令和6年度の入札中止・不調の状況や令和7年度の年間工事発注見込等を考慮し、電気工事に対する手持制限を、次のとおり定めることとします。また、総合評価方式における低価格（調査基準価格未満）で契約した手持契約件数をダンピング防止の観点から1件に変更します。本件改正後の手持制限は、令和7年4月1日以降に公告又は指名する入札において適用します。

契約課契約の工事発注について、手持契約の件数の上限を4件とする。ただし、電気工事及び総合評価方式の入札により契約相手を決定する工事については、さらに次の制限を設ける。

- (1) 電気工事の入札においては、**手持契約の件数の上限を2件とする。手持契約の金額（2年度以上にまたがる契約の場合、契約金額を年度の数で除した額）の上限を5,000万円とする。**ただし、共同企業体の構成員として受注した契約は、手持契約として加算しないものとする。
- (2) 総合評価方式の入札においては、低価格（調査基準価格未満）で契約した手持契約件数の上限を**1-2件**とする。

※上記（1）及び（2）については、令和7年度における経過措置として、令和7年4月1日以降に公告した案件のみを手持契約の件数として加算するものとし、令和6年度以前に公告した案件については件数に含めません。

4 共同企業体対象工事の基準額変更について

従前から、大規模かつ技術的難度の高い工事については、共同企業体（特定の建設工事ごとに結成され、かつ、施工を共同で行うことを目的とした共同企業体）の結成を、入札参加条件として設定してきましたが、近年の人件費・材料費の高騰や市内業者の技術・実績の蓄積等を考慮し、次のとおり本市共同企業体取扱基準の一部を改正します。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する工事は、発注予定金額が次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める金額以上のもので、かつ、工期、工事内容、技術的適正、現場状況等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認めるものとする。

- (1) 土木工事 予定価格 3億円以上
- (2) **建築工事 予定価格 5-7億円以上**
- (3) 電気工事 予定価格 2億円以上
- (4) 管工事 予定価格 2億円以上

2 前項に規定する金額に満たない工事についても、工事の内容により共同企業体による施工が特に必要と認められる工事については、この限りではない。

5 その他

(1) 最低制限価格・調査基準価格（工事）について

契約課契約工事の単価契約については、昨今の入札状況等を踏まえ、予定価格（基準工種単価）の80%とする改正を行います。

予定価格（基準工種単価）×~~75%~~**80%**（単位は10円未満切捨て。金額は非公表）

また、契約課契約工事の総価工事における最低制限価格の変更予定はありませんが、国の基準（「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（通称「公契連モデル」）の改定により、現在の最低制限価格等の範囲を超える場合、改正を行います。

【最低制限価格・調査基準価格（相模原市）】

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の95%+一般管理費の68%
（ただし、予定価格の75%から95%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

【調査基準価格（公契連モデル）】（最終改正 R4.3.4）

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の90%+一般管理費の68%
（予定価格の75%から92%の範囲内）

（2）最低制限価格（委託）について

契約課契約のコンサル(測量・設計等委託)案件における最低制限価格は、昨今の物価・人件費の高騰等を踏まえ、以下のとおり改正を行います。改正後の最低制限価格については、令和7年4月1日以降に公告又は指名を行う契約課契約のコンサル(測量・設計等委託)案件に適用します。

【変動型】

○算定対象の入札(予定価格の70%~100%の間の有効な入札)の数が5以上の場合
算定対象の入札の平均額(1円未満切上げ)の90%

(ただし、予定価格の70%を下限とし、1万円未満切捨て)

○算定対象の入札の数が5未満の場合

予定価格の70%(1万円未満切捨て)

【定率型】

○測量業務

直接測量費+測量調査費+諸経費の~~48.50%~~

(ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て)

○土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価の90%+一般管理費等の~~48.50%~~

(ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て)

○地質調査業務

直接調査費+間接調査費の90%+解析等調査業務費の80%+諸経費の~~48.50%~~

(ただし、予定価格の70%から85%までの範囲内とし、1万円未満切捨て)

○その他業務

予定価格の70%(1万円未満切捨て)

【単価契約】

基準工種単価×80%(1円未満切上げ)

（3）監理技術者の配置の特例について

建設業法の改正に伴い新設された ICT 措置等の実施による監理技術者及び営業所専任技術者の配置の特例について、令和7年4月1日から公告する案件について適用します。

詳細は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置等について」をご確認ください。